

## 業務説明資料（仕様書）

### 1 業務の名称

令和8年度3月期神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン交通広告等プロモーション業務

### 2 本業務の趣旨・目的

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）は、「GREEN×EXPO 2027」を契機に、神奈川・横浜の多様な魅力に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解してもらうためにJRグループ6社と地域とが一体となって実施する全国規模の大型観光キャンペーンである。

本業務においては、下記3点を効果的にプロモーションしていくことを目的とする。

- ・ 初めて来る人はもちろん、過去に来訪したことがある方にも再訪していただき、長く滞在・宿泊してもらう。
- ・ このDCで神奈川・横浜に来訪された人にGREEN×EXPO 2027へ来場してもらう。
- ・ GREEN×EXPO 2027へ来場された人に、この神奈川・横浜DCを活用して県内・市内を周遊してもらう。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 業務の内容

- （1）以下の媒体と期間における交通広告の出稿料（媒体費）の支払い、および出稿に関わる一連の手続きを行うこと。放映する動画は発注者より提供するので、必要に応じて媒体の仕様に合わせてリサイズを行うこと。

- （ア）デジタルサイネージ JR 6社ネットワークセット

出稿申込期限：放映開始の約1か月前まで

※原則先着順での出稿決定のため契約締結後速やかに申込手続きを行うこと。

掲載期間：3月下旬の1週間1枠

※詳細な日程は契約締結後、発注者が指定する。

掲出駅：東京、新大阪、名古屋、札幌駅含む全国主要駅約39駅

- （イ）J・AD ビジョン 羽田空港第1ターミナルB1京急線乗換通路

出稿申込期限：放映開始の約1か月前まで

※原則先着順での出稿決定のため契約締結後速やかに申込手続きを行うこと。

掲載期間：3月1日（月）から1ヶ月1枠

場所：羽田空港第1ターミナルB1京急線乗換通路

- （2）令和9年度4～6月における交通広告に係る事前の申込作業を行うこと。詳細な日程及び媒体は、発注者と協議の上決定すること。

なお、令和9年度4～6月における交通広告に係る申込媒体数は9件程度を予定する。

※（2）は令和9年度の予算を含んだ事業のため、神奈川県・横浜市の予算が議決されなかった

場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

## 5 成果物

### (1) 報告書

受注者は、委託業務が完了したときは、業務完了届に全ての業務の結果を取りまとめた報告書を添えて、令和9年3月31日（水）までに発注者に提出すること。

### (2) 作成及び提出方法

#### (ア) 報告書

電子データ（PDF、Microsoft365（Word、Excel、Power Point）のうち編集可能ないずれかのファイル形式）で作成し、電子メール又はCD-R等の電磁的記録媒体により提出するとともに、印刷したものを1部郵送又は持参すること。なお、電磁的記録媒体を購入する場合の費用は委託料に含めること。

#### (イ) 業務完了届

別紙様式に必要事項を記入の上、提出すること。

#### (ウ) 提出先

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター4階

## 6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、神奈川県、横浜市、神奈川県観光協会、横浜市観光協会の4者に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。

(3) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者に対して著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約すること。

(4) 本委託業務に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

## 7 留意事項

(1) 受託者は業務を進めるにあたり、発注者と緊密に連携し詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し作業を進めること。この場合に疑義が生じた際は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 受託者は発注者の求めに従い、成果物の校正を行い、進捗状況の報告資料や制作の背景、過程等を記載した中間成果物の提供を行うこと。

(3) 受託者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に発注者と協議の上決定すること。

(4) 受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、情報が漏洩することのな

いよう十分注意を払うとともに、以下の事項について遵守する。

ア 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 本契約業務の実施にあたって、関係法令、条約及び規則等を遵守する。

(5)「個人情報の保護に関する法律」により、当該業務委託履行にあたり、当協議会の保有する個人情報を取り扱う場合は、その重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。

(6) 本業務説明資料に記載のない事項及び疑義がある場合には、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

(別紙様式)

業務完了届

令和 年 月 日

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会  
会長 上野 孝 殿

(受注者)

所在地：

法人名：

代表者（職・氏名）： 印

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

|            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| 契約名        | 令和8年度3月期神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン交通<br>広告等プロモーション業務 |
| 契約年月日      |                                                 |
| 契約金額       |                                                 |
| 契約期間       |                                                 |
| 完了年月日      |                                                 |
| 特記事項       |                                                 |
| 本件責任者及び担当者 |                                                 |

※ 本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先記載の場合、代表者印の押印省略可能